



筑西市農業委員会告示第1号

所有者等を確認できない農地について

下記の農地は、農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項第1号に該当する農地であって、当該農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権限に基づき使用及び収益するもの（以下「所有者等」という。）を確認できないので、同条第3項の規定により、告示する。

令和2年7月10日

筑西市農業委員会
会長 水柿 重壽



記

1 農地の所在等

番号	所在・地番	地目	面積 (m ²)	農地法第32条第 1項の該当号	農地の所有者等の情報
1	藤ヶ谷字大砂久保 1076-1	畑	767	第1号	別紙のとおり

農地法第32条第1項第1号及び第2号

第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

2 この告示は、農地法第32条の規定による利用意向調査を受けるべき農地の所有者等を確認できないことから行うものである。

3 上記の農地の所有者は、この告示の日から起算して6か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 当該農地の所在、地番、地目及び面積

4 この告示があった日から起算して6か月以内に所有者等から申出がなかった場合は、農地法第43条の規定により、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該告示に係る農地について茨城県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。

農地の所有者等の情報

- 1 住 所：筑西市藤ヶ谷 1135 番地 3
登記名義人：杉山 清三郎
告示の理由：相続者が確知できない。